

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名		神奈川県土砂の適正処理に関する条例			
条 例 番 号		平成11年神奈川県条例第3号	法 規 集	第11編第6章	
所 管 室 課		県土整備局 河川下水道部 砂防課			
条 例 の 概 要		土砂の適正処理を進めるために、土砂の搬出、埋立て等について必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例の規制内容のうち「土砂の埋立て行為の許可制度」及び「土砂搬入を禁止する区域の指定制度」については、令和5年に盛土規制法に同様の規制が設けられたため、令和6年10月、当該制度を廃止する改正を行った。 ただし、「土砂搬出時の届出制度」は、同様の法制度は設けられておらず、土砂の不法投棄を防止する本条例は、現在においても必要である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例は、一定量以上の土砂の搬出を行おうとする場合に、知事に計画等の届出を義務付けており、届け出た者に対して土砂を適正に処理するうえで必要な措置を勧告できることなどを規定しており、有効である。			土砂搬出届出件数 令和元年度 391件 令和2年度 418件 令和3年度 455件 令和4年度 418件 令和5年度 430件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	土砂の搬出届の対象の規模を他の自治体の例と同様に 500㎡以上としており、必要最小限の規制で、効率的なものとなっている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、「新かながわグランドデザイン基本構想」政策分野別の基本方向「大規模な災害や新興感染症への対応力の強化」の内容に即したものであり、土砂の搬出について必要な事項を定めることにより、土砂の適正な処理を推進することは、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、土砂搬出時に届出を課す規定などを定めたものであり、憲法、法令に抵触しない。			
	その他				
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。				